

西新井文化ホール事業実施要領

第1章 西新井文化ホールの基本的な考え方

当施設の指定管理者は、以下で述べる施設の基本的な考え方を踏まえ、館運営及び事業を行うこと。

1 理念・性格

西新井文化ホールは、区民の文化活動を支援する「区民応援型ホール」としての役割を担うとともに、集客力のある公演を行い「エンターテインメント型ホール」として、様々な文化芸術やエンターテインメントに出会えるホールとなることを目指す。

施設理念を実現するキャッチフレーズとして以下の標語を掲げ、これを実現するために業務を遂行する。

「文化・芸術・エンターテインメントに出会える場、西新井文化ホール」

2 基本方針

以下の事項を運営及び事業の基本方針とする。下記の方針に沿って、館の運営及び事業展開をはかること。

(1) “区民応援型ホールとして”

- ① 区民に身近な施設として文化活動へのきっかけづくりに寄与すると共に、活動発表の場を積極的に提供することで文化の裾野拡大を目指す。
- ② 足立区音楽四団体（足立シティオーケストラ、足立吹奏楽団、足立区民合唱団、足立ジュニア吹奏楽団、以下「音楽支援団体」という。別紙2参照）の支援を行う。その他各種文化団体の支援を行うことで、足立区の文化活動の更なる振興を目指す。
- ③ 区民との協創による新たな文化活動を進める。
- ④ 文化活動を行っている区民や演者、プロ奏者の活動や交流が盛んなホールにする。

(2) “あらゆるターゲット世代が満足する文化・芸術・エンターテインメントの拠点”

- ① 芸術鑑賞・エンターテインメント等の機会提供を通して、区民と芸術文化との出会いの場を提供する。
- ② 子どもから大人まで様々な世代の区民が満足し、更に区外からの集客も見込まれる事業を実施することで、区のイメージアップを図る。

第2章 事業の基本的な考え方

1 事業活動における基本方針

(1) 区民応援型ホールとして

- ① 足立の文化を支える人の活動支援とネットワーク構築
ア 子どもから大人まで、多世代が活動できる施設としていく。
利用者のニーズや達成感を大切にし、利用者自身が参画できる仕組みを構築すること。
イ 区内の音楽家、芸術家等の文化活動の情報収集と提供、交流を通じたネットワーク構築を実現する。
- ② 足立区民のための施設として、区民還元を図る。
足立区民の利用率やリピート率を増加させるための取り組みを行

うこと。

(2) エンターテイメント型ホールとして（興行事業の実施）

- ① 施設の特性を活かし、様々な文化・芸術・エンターテインメントを実施すること。
- ② 極力、流行を取り入れた集客力の高い公演を選定すること。

(3) こども未来創造館との連携

こども未来創造館と連動した事業展開を行うこと。

2 実施事業区分

第3章以降の事業内容について、以下の事項に留意して事業計画を立て、実施すること。

(1) 必須事業

実施が必須の事業であり、受講料やチケット代金は、区民還元を意識したものとする。

(2) 提案型必須事業

必ず実施するが内容は指定管理者の提案により決定する事業とする。

(3) 自主事業

指定管理者が自主的に実施を決めた事業。経費の負担と代金の徴収は指定管理者が行う。

第3章 各事業の内容

1 区民応援型ホールとして

区民との協創による文化活動の振興を図る。

(1) <必須事業>ホールで活動する団体への支援

公共ホールとして、以下の団体、公演の支援を行う。

① 音楽支援団体の支援

音楽支援団体（【資料2】参照）に関しては、指定管理者が下記項目の活動等について主体的に支援する。

ア 各団体の演奏会（団体主催、区共催）の運営支援、広報・周知及び区のシステムを使ったチケット販売

※ チラシ・ポスター作成は各団体が行う。

イ 演奏会及び練習の会場の提供、確保

ウ 適切な助言、提案等により団体の活動が更に発展するよう努める。

② 「歓喜の演」及び「ブリランテ」（【資料3】参照）の支援

「歓喜の演」と「ブリランテ」について、指定管理者が下記項目の活動等について主体的に支援する。

ア 各団体の公演のチケット販売（団体主催、指定管理者共催）の運営支援、広報・周知及び区のシステムを使ったチケットの販売

※ チラシ・ポスター作成は各団体が行う。

イ 演奏会及び練習の会場の提供、確保

ウ 適切な助言、提案等により団体の活動が更に発展するよう努める。

③ 「足立区音楽祭」（【資料3】参照）

「足立区音楽祭」（団体主催、指定管理者共催）について、指定管理者が下記項目の活動等について主体的に支援する。

ア 音楽祭実行委員会への出席

イ 音楽祭参加申込み受付

ウ 音楽祭全体の広報・周知、助言提案

※ チラシ・ポスター作成は実行委員会が行う。

エ 西新井文化ホールで開催される音楽祭事業の運営支援

オ 適切な助言、提案等により足立区音楽祭が更に発展するよう努める。

(2) <必須事業>区民との協創推進事業の実現とホール機能の充実

① 区民、各種文化団体と連携した協創推進事業

音楽支援団体や足立区文化団体連合会等の区民を中心とした文化団体と連携した協創事業を実施することにより、文化に関心を持つ区民を増やし、文化の裾野拡大に努める。

また、西新井文化ホールで実施する事業に区民が主体的に参画、協力できる環境を整え、区民と共に創る文化の拠点としての役割を果たす。

② 文化芸術に関する情報収集等

地域の文化資源に関する情報の収集、蓄積、提供を行う他、文化芸術に関する情報提供や相談機能を充実させる。

③ 文化交流の場となる環境づくり

文化交流の場として、区民自らが情報の提供・交流が行なえる環境づくりを目指すと共に、各種文化団体や新たな演者等を結びつけるコーディネート機能を備え、その活動を支援する。

2 エンターテイメント型ホールとして（興行事業）

興行事業として幅広い利用者に親しまれ、集客の望めるエンターテイメント性の高い公演を実施する。

なお、料金の設定については、なるべく多くの利用者の来館につながるよう配慮すること。

(1) 事業内容

① <提案型必須事業>文化・芸術・エンターテイメント鑑賞事業

事業ごとに子どもから大人まで様々なターゲットを設定し、それぞれで高い満足度が得られる内容とすること。

ア 902席というキャパシティと反響板を有した音楽重視型多目的ホールという特性を活かした公演

イ エンターテイメント性に優れており、かつ話題性の高い公演

② <自主事業>指定管理者が自主的に実施を決める事業

(2) 事業本数

<提案型必須事業>文化・芸術・エンターテイメント鑑賞事業は、年間21本以上とする。

(3) 目標の設定

指定管理者は、公演実施により期待する効果を設定するとともに、下記指数を上回る成果を得られる公演を実施すること。

動員率 (注1)	顧客満足率 (注2)	リピート希望率 (注3)
75%以上	85%以上	85%以上

(注1)：動員率＝動員数/観客席

(注2)：顧客満足率＝来場者アンケートにおいて演目が「大変満足」または「満足」と回答した顧客の比率

(注3)：リピート希望率＝来場者アンケートにおいて「またホールを利用したい」と回答した顧客の比率

(4) 予約と施設使用料

① 優先予約

区及び生涯学習振興公社（以下「公社」という。）の主催・共催事業、指定管理者による提案型必須事業については、ギャラクシティの施設利用申請受付期間（「管理運営業務仕様書 第7章 受付業務 1 こども未来創造館、西新井文化ホールの予約及び出納業務 (2) 施設利用

申請受付期間 ② 「西新井文化ホール」参照) に先立ち、優先的に利用日を受け付ける。この優先予約の調整は区が行う。

ア 「〈提案型必須事業〉文化・芸術・エンターテイメント鑑賞事業」
「〈提案型必須事業〉文化・芸術・エンターテイメント鑑賞事業」は、年間事業計画において指定管理者が設定する日程を主管課が主管課優先予約枠の中から予め確保し、指定管理者に付与する。

なお、優先予約の留意点は以下のとおりとする。

(ア) 指定管理者が優先予約できるコマ数(1日の使用を午前・午後・夜間の3つに分けたもの)は、年間80コマ程度とするが、区が特に承認した事業に必要なコマ数は別途指定管理者に付与する。

(イ) 優先予約の時点で土曜日及び日曜日の空き日数を月の2分の1以上とし、なおかつ、土曜日及び日曜日を連続して1回以上、一般予約のために空けることを原則とする。

(ウ) 上記の提案型必須事業の事業計画のうち、紛争や大規模災害等の不可抗力により実施不可能となった興行を除き、指定管理者の都合により実施できない興行が生じた場合には、当該年度に計画されたすべての提案型必須事業の使用料(付帯設備使用料を含む。)は免除しない。

イ 〈自主事業〉 指定管理者が自主的に実施を決める事業

指定管理者の自主事業を支援するため、施設利用日等を支障が生じない範囲で区が確保する。年間事業計画において指定管理者が設定する自主事業(興行)の日程を主管課は主管課優先予約枠の中から指定管理者が希望する日程を予め確保し、指定管理者に付与する。

なお、日程確保の優先順序については、ア 「〈提案型必須事業〉文化・芸術・エンターテイメント鑑賞事業」に次ぐものとする。

② 一般予約終了後の予約

優先予約枠以外に指定管理者が事業を追加して行う場合は、利用予定日の1年前の一般予約終了後、指定管理者が独自に予約を行う。

③ 施設使用料

ア 「〈提案型必須事業〉文化・芸術・エンターテイメント鑑賞事業」事業実施の際の施設使用料(付帯設備使用料を含む。)は免

除と

する。

イ 「自主事業」

事業実施の際の施設使用料(付帯設備使用料を含む。)は指定管理者の負担とする。

(5) 事業報告

指定管理者の行う全事業は、その収支を明らかにし、区が指定する時期に主管課に報告すること。

3 その他の事項

(1) 主催等の表記

指定管理者が事業を実施する場合は、主催者名として施設名のあとに「指定管理者」と付けて表記することとし、広告媒体等への明記の際はそれを記載する。

区もしくは公社が共催となる事業については、主催者名の表記について、その都度指定管理者と協議する。

(2) 業務上の留意事項

① 協力事業

西新井文化ホールで実施する区及び公社の主催・共催の各事業について、要請に応じて情報提供、広報紙によるPR等で協力する。

② チケット販売

区の「チケット予約システム」を使用する窓口販売と委託販売等を組み合わせて行うこともできる。

(3) 特記事項

事業運営において新たに必要となった事項については、区、指定管理者協議のうえ、区担当課において協定書の内容の見直しを行う。

5 文化ホールの施設使用承認業務

(1) 施設の概要

下記の施設について、足立区西新井文化ホール条例、同施行規則、西新井文化ホール施設使用基準要綱に基づき、施設使用承認事務を行うこと。

施設名	設備内容	
ホール	客席数 902 席（ほか車椅子スペース 6 席分） 1 階 480 席 2 階 422 席 舞台 約 470 m ² プロセニウム幅 16m×高さ 8m×奥行 14m	1F
楽屋 1	洋室（約 21 m ² ） 5 名用	1F
楽屋 2	和室（約 14 m ² ） 4 名用	1F
楽屋 3	和室（約 77 m ² ） 24 名用	2F
リハーサル室	約 104 m ² 定員 30 名 化粧鏡があり楽屋としての使用も可能。	B1
シャワー室	約 5 m ² 1 名用個室が 2 個	B1

(2) 一般予約について

毎月初日の施設使用申請の受付開始時に、利用希望者の間で予約が競合する場合は、ギャラクシティ内で抽選会を実施し使用者を公平に決定すること。

以後は、利用予定日の 14 日前まで予約を随時受け付ける。なお、区主催または共催事業の施設使用依頼があった際には、担当課に申請書を送付すること。

(3) 優先予約について

優先予約の利用調整決定通知があった際には、その施設使用申請書を区担当課宛に送付すること。

6 施設予約システムにおける公演チケット管理について

区の施設予約システムを使用し、総合受付業務を行うほか、西新井文化ホールで行う文化事業の公演チケット販売における管理を行う。チケットシステムでは、窓口販売以外に、インターネット予約とコンビニ決済、電話予約が可能。いずれも操作については別途マニュアルに基づき行い、利用者のサービス向上に努めること。なお、本システム使用料については徴収しない。

(1) 公演事業登録

文化事業における公演事業の登録を行い、チケットが販売できる状況をシステム上で整えること。また、チケット発売前に、公演情報や座席割当を全ての窓口で事前周知すること。チケット販売中に座席割当などの変更が生じた際は、その都度速やかに全窓口で周知すること。

(2) 全窓口の売上金の回収

各窓口でのチケット代金の売上帳票と発券履歴帳票の照合を行い、間違いがないことを確認し、売上金額の確定を行う。区内共通商品券の換金業務を含め、全窓口の売上金の回収を行うこと。なお、回収方法については、各窓口の指定管理者及び主管課と協議の上決定し、内容を必ず区に報告すること。

(3) 収納代行業者との契約と代行手数料の負担

コンビニ決済サービスを行うため、指定管理者は、収納代行業者に対し、コンビニ決済店舗登録を行うこと。各コンビニエンスストアで支払われた収納金については、コンビニ決済手数料を相殺した金額が、収納代行業者から振込まれる。コンビニ決済手数料については、指定管理者の負担となる。なお、収納代行の月額使用料は、区が負担する。

(4) 他の 21 箇所の施設（参考）

足立区役所庁舎ホール、生涯学習センター（学びピア 21 内）、総合スポーツセンター、スイムスポーツセンター、東綾瀬公園温水プール、千住温水プール、千住スポーツ公園、平野運動場、各地域学習センター（竹の塚・中央本町・東和・舎人・保塚・江北・興本・伊興・鹿浜・梅田・花畑・新田・佐野）

【資料 1】 西新井文化ホールの概要

1 施設の概要

(1) 所在地 東京都足立区栗原 1-3-1

(2) 施設面積 延床面積 4,600 m²

(3) 施設内容

施設名	設備内容	
ホール	客席数 902 席 (ほか車椅子スペース 6 席分) 1 階 480 席 (親子兼用椅子) 2 階 422 席 舞台 約 470 m ² プロセニアム幅 16m×高さ 8m×奥行 14m	1F
楽屋 1	洋室 (約 21 m ²) 5 名用	1F
楽屋 2	和室 (約 14 m ²) 4 名用	1F
楽屋 3	和室 (約 77 m ²) 24 名用	2F
リハーサル室	約 104 m ² 定員 30 名 化粧鏡があり楽屋としての使用も可能。	B1
シャワー室	約 5 m ² 1 名用個室が 2 個	B1

(4) 開館日 平成 6 年 3 月 25 日

(5) 特記事項 特定天井工事完了 (ネット貼付対応)

2 ホールの特徴

反響板を有した音楽重視型多目的ホールである。舞台面積を広くとり舞台設備、音響、照明も充実している。

3 足立区西新井文化ホールの現状

平成 6 年にオープンした足立区西新井文化ホールは地域密着型のホールとして、長年多くの区民に愛され利用されており、利用率は例年約 80% (コマ数単位) 以上とかなりの高率となっている。

区内で最大 (902 席) のキャパシティを誇る施設ということもあり、クラシックを始めとする音楽コンサート、落語、演劇といった興行イベントのほか、区内の様々な文化団体による発表の場、地域活動の場として、多目的な使用をされているホールとなっている。

また、区民の文化活動を支えるホールとして、区主催、共催及び後援事業が多いことが特徴としてあげられる。

【資料 2】音楽支援団体の概要

1 設立目的

音楽団体が音楽活動を通して、足立区の文化芸術活動の普及、振興及び区のイメージアップを図るとともに、地域社会に奉仕の精神をもって貢献することを目的とする。

2 対象団体

支援する音楽支援団体は、次のとおりとする。

- (1) 足立シティオーケストラ(昭和63年発足)
- (2) 足立区民合唱団(平成元年発足)
- (3) 足立吹奏楽団(昭和53年発足)
- (4) 足立ジュニア吹奏楽団(平成2年発足)

3 事業内容

設立目的を達するため、音楽支援団体は次の事業を行う。

- (1) 音楽技術の向上及び他の音楽団体の指導的役割を担う。
- (2) 演奏を通して区主催及び共催事業に積極的に参加する。
- (3) 音楽活動を通して区内小・中学校等の音楽教育に協力する。
- (4) 社会への奉仕の精神をもって福祉施設及び地域施設等での演奏を行い地域社会に貢献する。
- (5) 区内音楽団体と相互協力し、音楽活動を通して区のイメージアップを図る。

※ 「足立区音楽団体に対する指導育成及び支援要項」からの抜粋

【資料3】「歓喜の演」「ブリランテ」「足立音楽祭」の概要

1 歓喜の演

(1) 経緯

「歓喜の演」は、21世紀ADCHI芸術文化共同制作プロジェクトが中心となり、西新井文化ホールにて、2001年1月「21世紀・新春 歓喜の演」を初演した。その後第2回から公社と共催し、実施している。

足立区民が、区の財産である「西新井文化ホール」を拠点として、地域の新たな文化芸術の創造、新しい出会いや喜びを高めていこうという趣旨のもと、継続的な活動を行っている。

(2) 目的

区民との協創により、足立区独自の新しい区民芸術文化を創造する。区民との良好な信頼関係を構築し、文化都市足立の実現に寄与する。

(3) 内容

一般公募による参加者から裏方スタッフまで、全て区民の手による舞台芸術作品を一年かけて制作し公演を行う。公社は制作、運営のノウハウの提供、練習会場の提供、パブリシティ、チケット販売、事務局運営等を担っている。これまで、ベートーヴェン「第九」演奏会、オリジナル区民ミュージカル、モーツァルト「レクイエム」演奏会、「群読」、「メサイア」、「狂言」、「オペラ合唱」、「白秋の世界」等の公演を行っている。

これまで一般公募による出演者のほか、足立区民合唱団、足立シティオーケストラ、足立吹奏楽団、足立区三曲協会等が共演。実行委員会は公社及び出演者のほか足立区演劇連盟、足立区合唱連盟等により構成される。当事業は、延べ参加者数1,000人以上、観客動員数10,000人を超える大きなプロジェクトであり、足立区内はもとより全国的に見ても先進的区民協創事業となっている。

2 ブリランテ

平成14年まで公社が実施していた区内の芸術家を発掘する「フレッシュクラシックコンサートオーデション」の合格者の活動を継続させるために組織された。

活動期間は10年以上に及び、公社との共催で年2回、西新井文化ホールでコンサートを開催する他、アウトリーチ活動として高齢者施設での演奏会やエントランスコンサート(公社主催)などを実施している。自主的な組織運営で、声楽及びピアノ、ヴァイオリン、フルート等の器楽で構成された演奏会を行っているが、会場の確保、チケット販売、広報宣伝(チラシ、ポスター)などで公社が支援している。

3 足立区音楽祭

(1) 実行委員会概要

2005年旗揚げの足立区音楽連盟を母体とした実行委員会形式で運営されている。出演団体は、区内で活動している音楽家や音楽団体を中心に募集され、事業費は出演者の参加費およびプログラムへの広告掲載費で全て運営されている。足立区音楽連盟に加盟している団体が実行委員会の役員になっているが、現在音楽連盟自体は活動実態が無い状態が続いており、あくまでも音楽祭実行委員会の実行委員長をはじめとした役員である音楽家を中心に運営されている。

(2) 目的

「音楽のバリアフリー」をキーワードに、音楽のジャンルやプロ・アマの別を問わず参加できる音楽祭であり、また良質な音楽を来場者に提供する事を目指す。来場者にとっては様々なジャンルの良質な音楽に触れる機会として、そして出演する音楽家同士の新たな出会いの場として年に1回開催し、区内の音楽文化の裾野拡大に寄与する。

(3) 内容

出演者から裏方スタッフまで一般公募で集め、全て月1回の実行委員会によって半年ほどかけて準備し公演を行う。これまで区は主に、本番及び実行委員会場の確保と広報宣伝支援を行っている。ここ数年は「より身近に音楽を楽しんでもらいたい」という実行委員会の希望により、西新井文化ホールだけでなく区内その他ホールやアリオ西新井、パサージュなどの商業施設でも同時期に演奏会を実施している。

今後は更なる区内音楽家の参加を目指すとともに、プロによる有料事業とのコラボレーションなども視野に入れ、発展拡大を目指す。